

仙台市ガス局規程第十四号

ガス局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十日

仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹

ガス局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

ガス局職員の退職手当に関する規程（昭和三十一年仙台市ガス局規程第六十一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容をガス局の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 仙台市行政手続条例（<u>平成七年仙台市条例第一号</u>）第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。</p> <p>[5・6 略]</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときにおける通知の方法について準用する。</p> <p>（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 仙台市行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。</p> <p>[5・6 略]</p>

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和八年五月二十一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のガス局職員の退職手当に関する規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第九条第三項（改正後の規程第十条第十項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この規程の施行の日以後に行う通知について適用し、同日前に行った通知については、なお従前の例による。

（ガス局総務部総務課）